

# 双子・三つ子サークル グリンピース規約

(名称)

第1条 本会は、「双子・三つ子サークル グリンピース」と称する。

(目的)

第2条 本会は、遊びや集団遊び等を通じ、多胎児の親子及び地域社会との交流を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するよう、佐賀市と連携を図り、活動を行う。

(開催場所)

第4条 本会は、原則として次の場所で活動を行う。

佐賀市兵庫北三丁目8番36号 佐賀市保健福祉会館（ほほえみ館）

(会員)

第5条 本会の会員は、原則として佐賀市民である多胎児の保護者とする。

2 本会に入会及び退会しようとする者は、代表に届け出るものとする。

3 代表は、入会及び退会の申し出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(権利及び義務)

第6条 会員は、本会の運営について自由に意見を述べ、報告を求めることができる。

2 会員は、本会を維持するため、活動に参加する際、必要に応じて参加費を納めなければならない。

(役員)

第7条 本会に、役員として代表及び副代表を置く。

2 本会の役員は、会員の資格を有する者の中から互選する。

3 代表は、本会を代表し、総会及び必要な会議を招集する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、これを代理とする。

5 代表は、会の運営上、他の役が必要と認めた場合、必要な役を置くことができる。

6 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 会員の3分の1以上の者から要求があった場合又は代表が必要と認めた場合、代表は速やかに総会を招集しなければならない。

2 総会は、会員の3分の1の出席者をもって成立し、その議決は出席した会員の過半数をもって決する。

(禁止事項)

第9条 本会は、その活動において、利益を目的とする物品の販売行為等は一切認めない。

2 本会は、特定の政治活動及び宗教活動を行わない。

(責任)

第10条 活動中の事故及び盗難等は自己責任とし、本会は一切の責任を負わない。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年9月21日より施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年2月19日から施行する。